

食品表示検定・中級 試験問題例

本試験問題例の著作権は、一般社団法人食品表示検定協会に帰属しています。

また試験問題例の無断転載、無断営利利用を禁止します。

「[食品表示検定 中級・問題集](#)」もご用意していますので、こちらもご利用ください。

問1

「生鮮食品(野菜・果物)の原産地の表示」に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 国産品は、都道府県より広い範囲を表す地域名を原産地として表示することは認められていない。
- ② 輸入品は、「カリフォルニア州」「福建省」等の一般に知られている地名に代えることができる。
- ③ 1種類の農産物で複数の原産地のものを混合した製品の原産地については、その製品に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ④ 贈答用の果物盛りかごのように、異なる種類の農産物で複数の原産地のものを詰め合わせた場合は、重量の割合の高いものから順に上位3位までを表示し、4位以下はその他と省略できる。

問2

次の文章の[　]の部分にあてはまる最も適切な語句を、①～④の中から1つ選びなさい。

原料玄米が[　]に精白され、容器包装された精米の表示については、「新米」の用語を使用することができます。

- ① 生産された年の12月31日まで
- ② 生産された翌年の1月上旬まで
- ③ 生産された日から1年以内
- ④ 生産された日から翌年の8月31日まで

問3

「アレルギー表示」に関する次の①～③の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① イクラ、塩すじこは「いくら」の代替表記やその拡大表記に該当する。
- ② 乳糖、バター、アイスマilkは「乳」の代替表記やその拡大表記に該当する。
- ③ タマゴ、エッグ、マヨネーズは「卵」の代替表記やその拡大表記に該当する。

問4

次の農産物漬物の表示例の中で、最も不適切な表示部分を①～④の中から1つ選びなさい。

《前提条件》 原材料には、製品に占める重量の大きい順に、だいこん(国産)、なす(国産)、きゅうり(韓国産)、なたまめ(中国産)、レンコン(中国産)、しょうが(中国産)を使用。

	名称	ふくじん漬
① ⇒	原材料名	だいこん、なす、きゅうり、その他、漬け原材料(しょうゆ(小麦・大豆を含む)、糖類(砂糖、ぶどう糖果糖液糖)、食塩、とうがらし)
② ⇒	添加物	調味料(アミノ酸等)、酸味料
③ ⇒	原料原産地名	国産(だいこん、なす)、韓国(きゅうり)、中国(なたまめ)
	内容量	500g
④ ⇒	賞味期限	20〇〇. 7. 30
	保存方法	10°C以下で保存してください。
	製造者	株式会社〇〇漬物 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

問5

次の推定値による栄養成分表示例の中で、最も不適切な表示部分を①～④の中から1つ選びなさい。

栄養成分表示 1枚(10g)当たり		
① ⇒	熱量	58 kcal
② ⇒	たんぱく質	1.0 g
	脂質	4.0 g
	炭水化物	4.5 g
	食塩相当量	0 g
③ ⇒	ポリフェノール	250 mg

④ ⇒ この表示値は推定値です。

*******解答と解説*******

問1

解答: ④

解説: 贈答用の果物盛りかごのように、異なる種類の農産物で複数の原産地のものを詰め合わせた場合は、個々の農産物の単なる詰合せ行為となります。このため、その農産物それぞれの名称に原産地を併記します。

出所: 中級・認定テキスト 2-2-1

問2

解答: ①

解説: 原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装された精米については、「新米」と表示することが認められています。このため、①の「生産された年の12月31日まで」は、新米と表示することが可能です。

出所: 中級・認定テキスト 2-2-2

問3

解答: ③

解説: マヨネーズは「代替表記」に該当しません。

食品表示基準施行前は、アレルギー表示が省略できるもののうち、一般的に特定原材料等を使った食品であることが予測できる表記としてリスト化されていた「特定加工食品」として扱われていましたが、現在では、特定加工食品と、その拡大表記については、事故や誤認が生じる可能性があるとして制度が廃止されています。

出所: 中級・認定テキスト 5-2

問4

解答: ①

解説: この製品は内容量が300gを超えるため、漬けた原材料が5種類以上のものについては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に4種類以上を表示し、その他の原材料を「その他」と表示することができます。このため、原材料名は第4位の「なたまめ」まで表示します。

出所: 中級・認定テキスト 4-1-3

問5

解答: ③

解説: 表示が必要な栄養成分及び熱量については食品表示基準で規定され、別表第9に掲げられたものは、表示が必要な栄養成分として別記様式内に、それ以外については、別記様式外に表示します。「ポリフェノール」は別表第9に掲げられた成分には該当しないため、別記様式枠外に表示します。

出所: 中級・認定テキスト 6-2